

## 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人櫻継会の役員・苦情対応第三者委員・評議員選任・解任委員及び評議員の報酬等について定めるものである。

### (定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、理事・監事・苦情対応第三者委員・評議員選任・解任委員及び評議員をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

### (理事会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

### (役員勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1（1）により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

### (監事の報酬等)

第5条 監事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1（1）及び別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

### (苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第6条 苦情対応第三者委員が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 苦情対応第三者委員が理事会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表1（1）により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(評議員選任・解任委員の勤務報酬等)

第7条 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。また、同日にあわせて評議員選任・解任委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会（出席）以外の日において、選任・解任対応の業務にあたった場合は、別表1（1）により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。また、同日にあわせて評議員業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の評議員業務にあたった場合は、別表1（1）により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(改正)

第9条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付則

この規程は、2012年10月3日より適応する。

この規程は、2017年6月26日より適応する。

別表1（日額）

名 称	報 酬	実 費 弁 償 費
理事会出席報酬	10,000円	円
苦情対応第三者委員報酬	10,000円	円
評議員選任・解任委員会出席報酬	10,000円	円
評議員会出席報酬	10,000円	円

※ 評議員の報酬は、各年度の総額が30万円を超えない範囲で支給することができる。

(1) 上記以外の報酬は1時間未満10,000円、1時間以上20,000円とする。

(2) 上記、理事報酬は施設外理事（理事長及び施設長以外）に支払うものとする。

(3) 実費とは交通機関による運賃の申請による支払とする。

(4) 上記、報酬の支払は銀行振込とする。

別表2（日額）

名 称	報 酬	実 費 弁 償 費
監事監査指導報酬	20,000円	円